

平成22年度

(2010)

# 島根県の水道

(平成23年3月31日)

島根県健康福祉部薬事衛生課

## はじめに

県内の水道は、平成 22 年度末現在で、上水道が 14 カ所（給水人口約 52 万人）、簡易水道が 189 カ所（同約 16 万人）、専用水道が 35 カ所（同約 1 千人）、合計 238 カ所で、約 69 万人の県民が利用しており、水道事業者等の御努力により給水区域の拡張が年々進むなか、水道普及率は平成 22 年度末には 96.7%となりました。

また、集落の点在などにより水道の施設整備が非効率な中山間地域では、水道普及率に算入されない小規模水道や飲用井戸の整備も進んでおり、これらを含めると 98.8%の県民が安全な飲料水を利用できる環境にあります。

しかしながら、先の東日本大震災においてもクローズアップされたように、水道は私たちの生活の質の向上や経済活動に直結する基盤施設として必要不可欠なものであることから、今後も引き続き未普及地域の解消に努めるとともに、既に普及している地域においても、老朽施設の更新や、耐震化等自然災害への備え、クリプトスポリジウム等の水質対策など様々な課題に対処していかなければなりません。

更に、地方分権や行財政改革などにより水道事業は大きな転換の時を迎えており、各市町村では、平成 28 年度末を期限とする簡易水道事業統合計画を策定し、統合に向けた施設整備や経営統合事務に取り組まれているところです。

このような状況のなか、課題に適切に対処し、安全で安心できる水を供給し続けていくためには、より一層の効率的な経営や維持管理が必要となります。

県としましては、水道事業者等と連携を図りながら、これらの問題の解消へ向けて取り組んでまいりますので、関係の皆様の御理解と御協力をお願いします。

終わりに、本書の作成にあたり御協力いただきました皆様にお礼申し上げますとともに、本書が水道事業推進の一助となれば幸いに存じます。

平成 24 年 3 月

島根県健康福祉部薬事衛生課長

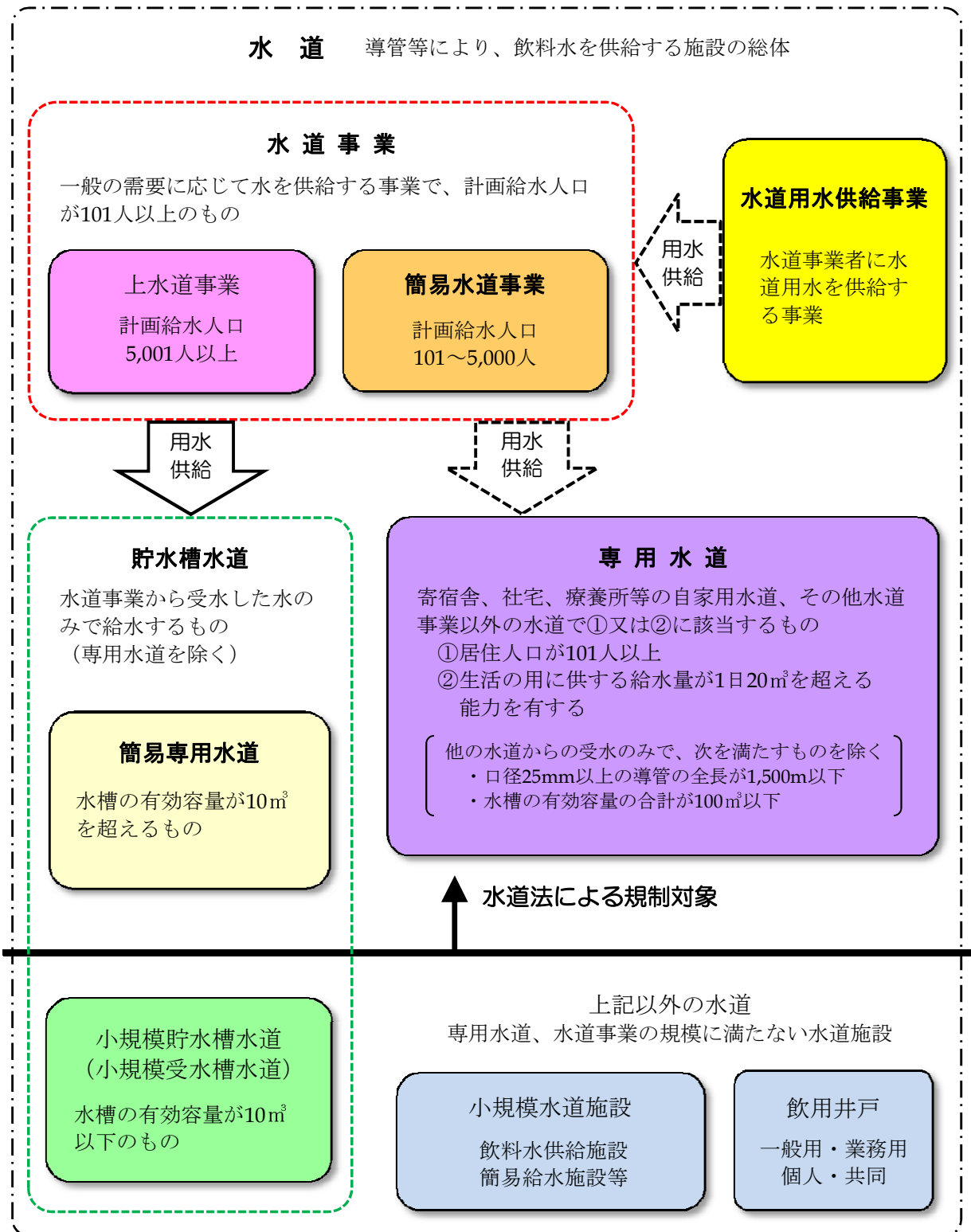
桐原 祥修

# 目 次

|                       |           |
|-----------------------|-----------|
| 用語の解説等                | 1         |
| 1 水道の区分               | 1         |
| 2 用語の定義               | 2         |
| 水道施設の概要               | 3         |
| <b>I 水道事業の概況</b>      | <b>4</b>  |
| 1 水道の歴史               | 5         |
| 2 水道整備計画              | 6         |
| 3 水道普及の概要             | 6         |
| 4 水道事業の課題             | 7         |
| <b>II 水道の普及状況と推移</b>  | <b>8</b>  |
| 1 給水人口及び普及状況の推移       | 9         |
| 2 水道施設（水道事業等）の推移      | 13        |
| 3 取水状況                | 15        |
| 4 給水状況                | 17        |
| 5 料金                  | 20        |
| <b>III 水道施設別の事業内容</b> | <b>22</b> |
| 1 水道用水供給事業            | 23        |
| 2 上水道事業               | 25        |
| 3 簡易水道事業              | 29        |
| 4 専用水道                | 43        |
| 5 小規模水道施設             | 45        |
| <b>IV 資料編</b>         | <b>50</b> |
| 1 水道施設の検査状況           | 51        |
| 2 補助事業等の推移            | 52        |
| 3 上水道財務状況             | 55        |
| 4 全国統計資料              | 59        |

# 用語の解説等

## 1 水道の区分（概念図）



- ・ 計画給水人口とは、事業計画上の給水を行う人口である。
- ・ ゴシック体は、水道法で定義する用語

## 2 用語の定義

- (1) 行政区域内人口 島根県推計人口(平成23年4月1日時点)(島根県政策企画局統計調査課)による
- (2) 計画給水人口 事業計画上の給水を行う人口
- (3) 現在給水人口 実際に給水を行っている人口(水道事業及び専用水道から給水を受けている人口)

$$(4) \text{ 水道普及率} = \frac{\text{現在給水人口}}{\text{行政区域内人口}} \times 100(\%)$$

※専用水道については、自己水源のみによるものを現在給水人口に算定する。

$$(5) \text{ 水道給水率} = \frac{\text{現在給水人口} + \text{小規模水道施設による給水人口}}{\text{行政区域内人口}} \times 100(\%)$$

$$(6) \text{ 水道整備率} = \frac{\text{現在給水人口} + \text{小規模水道施設及び飲用井戸等による給水人口} + \text{個人的理由による未給水人口}}{\text{行政区域内人口}} \times 100(\%)$$

- (7) 給水量= 水道事業者等が自己の給水区域に対して給水する水量

$$\text{1人1日最大給水量} = \frac{\text{1日最大給水量(分水量を除く)}}{\text{現在給水人口}}$$

$$\text{1人1日平均給水量} = \frac{\text{実績年間給水量(分水量を除く)}}{\text{現在給水人口} \times 365 \text{日(うるう年は366日)}}$$

- (8) 分水量 水道事業者が他の水道事業者に分水する水量

- (9) 有収水量 料金徴収の基礎となる水量

$$\text{有収率} = \frac{\text{年間有収水量}}{\text{年間総給水(用水量)}} \times 100(\%)$$

$$(10) \text{ 給水原価} = \frac{\text{経営費用} - (\text{受託工事費} + \text{材料及び不要品売却原価} + \text{付帯事業費})}{\text{年間有収水量}}$$

$$\text{供給単価} = \frac{\text{給水収益}}{\text{年間有収水量}}$$

(注) 給水原価は水道水1m<sup>3</sup>を作るのにかかった費用であり、供給単価は水道水1m<sup>3</sup>を小売している値段といえる。

# 水道施設の概要

